

令和7年度後期分 学部学生(私費外国人留学生除く)に関する 授業料徴収猶予申請要項

※授業料徴収猶予は本人からの申請に基づき選考されます。受付期間終了後の申請はいかなる理由があっても認めません。

目次

1. はじめに	P1
2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格	
(1) 授業料免除制度及び授業料徴収猶予制度の対象者	P2
(2) 学業優秀の基準	P3
(3) 経済的理由の家計基準	P4
3. 申請方法・申請期間	P5
4. 提出書類	
(1) 全員共通の注意点等	P6
(2) 今年度前期に授業料免除又は徴収猶予に申請した者の提出書類【簡易申請】	P7
(3) 学部学生の提出書類【簡易申請】以外	P8
(4) 提出書類の詳細	P9
(5) 家庭状況調書の書き方	P11
(6) (所得)証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類(例)	P16
5. 結果通知までの注意点及び結果通知と授業料納入の時期について	P20

【ご注意】申請にあたって提出書類の不備や添付もれ、手当や保険金などの申告もれが非常に多いです。本申請要領の記載内容、特に「(4) 提出書類」の部分をよく確認した上で、提出書類を準備してください。提出書類の不備や申告もれは、虚偽申告となりかねませんので十分に注意してください。

授業料免除が許可された後であっても申告内容に虚偽の事実が判明した場合は、免除の許可を取り消し、授業料の支払いを求めることになります。

授業料免除及び徴収猶予に関する問い合わせ先

申請者本人(学生)がメールで問い合わせを行うこと。メールで不明点についてお問い合わせいただく際は、件名を「学籍番号_氏名_授業料免除/徴収猶予について」とし、家庭状況調書とチェックリストを添付して問い合わせを行うこと。また、必ず本要項を確認の上、問い合わせを行うこと。

申請書類の不明点等については、原則、提出締切である10月6日(月)の1週間前である【9月30日(火)まで】といたします。必ず余裕をもって申請準備を行ってください。

☆メール送付先

学生支援課奨学厚生係
(取扱時間 平日9時~12時, 13時~17時)
Mail syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp



電話でのお問い合わせには、直ぐに対応できない場合があります。できる限りメールにて、お問い合わせください。
TEL 072-978-3305

◆受付期間に本人が留学中等の理由で指定の提出方法により申請ができない場合は、事前にご相談ください。

※規程改正等によるこの冊子の内容の変更内容はポータルサイト(LiveCampus)でお知らせします。

大阪教育大学

1. はじめに

本要項は、経済的理由などにより授業料を納入することが困難な学生に対して、授業料を徴収猶予(納付期限延長(後期分1月まで))する制度について記載しています。

ただし、授業料徴収猶予の結果が不許可となった場合は、12月に引き落としとなりますので、あらかじめ授業料納付の準備を行っておいてください。

・授業料免除の申請及び選考について

授業料免除は、本人の申請に基づき、前期・後期分ごとに選考します。

(前期分授業料免除の申請及び結果は、後期分授業料の免除等の申請・結果に反映しません。)

・選考とその結果について

後期分授業料免除を申請した後、選考の上、納付すべき授業料の全額又は半額が免除されます。

授業料免除実施額には免除実施可能額があり、その範囲内での選考となります。

そのため、適格者全員が必ず免除許可となるわけではありません。

・個人情報の取り扱いについて

本学では、授業料免除等申請書類から取得した個人情報については授業料免除等業務及び本学の運営・経営等に係る情報分析に利用します。

なお、授業料免除に申請されたと同時に、上記目的での利用について、了承したものとみなします。

また、学力評価については大学での成績を使用しますが、同意いただけない場合には別途学業成績にかかる書類の提出が必要となります。

上記個人情報については、法令に基づく場合を除き、目的外の利用及び第三者へ提供することはありません。

【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】

授業料免除等申請では、申請時にすべての書類を提出することが原則です。しかし、やむを得ない事情により一部の書類を提出できない場合は、再提出期限を定め、その期限までの提出を認め、再提出された書類を考慮に入れて選考を行っています。

この再提出期限を守らず、大幅に遅れて提出する申請者がいるため、再提出期限を厳格化することとなりました。このことにより、無断で再提出期限を守らない者については、下記のとおり取り扱います。

記

1. 再提出期限までに不備書類を提出しなかった者については、書類不備者とし、申請を辞退したものとみなします。
2. 再提出期限以降の書類の提出がないことに関して、担当部署から督促・連絡は行いません。

※再提出期限までに提出できない相当の理由がある場合は、再提出期限前に担当部署(学生支援課奨学厚生係)に連絡・相談してください。

※「授業料免除等申請書類チェックリスト」で提出書類を確認し、不備書類のないように提出してください。

大阪教育大学授業料等の免除及び徴収猶予に関する規程 抜粋

- 書類を提出した後、本学からの指示により、補正が必要となった場合は、所定の期日までに補正しなければならない。
- 前項による補正が行われなかった場合は、申請を辞退したものとみなす。

2. 授業料免除及び徴収猶予の申請資格

(1) 授業料免除制度及び授業料徴収猶予制度の対象者

申請理由が下記の(1)～(3)のいずれかに該当する者が本制度の対象です。

申請理由	(1) 経済的理由	経済的理由によって授業料の納付が困難であり(P.3「(3)経済的理由の家計基準」参照), かつ, 学業優秀と認められる者(P.3「(2)学業優秀の基準」参照)
	(2) 学資負担者死亡	令和7年4月から令和7年9月末までの間に本人の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し, 授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.3「(3)経済的理由の家計基準」参照) ※死亡診断書等の死亡日のわかる書類のある方(詳細は P.10参照)
	(3) 風水害等	令和7年4月から令和7年9月末までの間に本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより, 授業料の納付が著しく困難であると認められる者(P.3「(3)経済的理由の家計基準」参照) ※り災証明書のある方(詳細は P.10参照)

ただし、後述する審査対象外の要件①～③に該当する場合は本制度の対象となりません。

≪審査対象外の要件≫ 次の①～③のいずれかに該当する場合は、本制度の対象外となります。

① 令和7年度後期分の授業料をすでに納付している者

② 在籍期間が修業年限を超えている者(休学など特別な事由があると認められる者(※)を除く。)

※修業年限内に、本学留学規程に基づき本学が留学を認めた者(短期派遣留学生)は、修業年限を超えた場合でも、修業年限を超えた直後の1年間(前・後期分)以内に限り免除対象者となります。

③ 申請書類の提出後、大学から別途書類の提出について指示を受けても提出しなかった者

[補足]

授業料免除申請とは

授業料の納付義務の免除・減免を希望する申請です。

授業料免除申請時に併せて、徴収猶予(納期の延長)を希望することが可能です

授業料徴収猶予申請とは

授業料の納入期限の延長を希望する申請です。免除・減額はありませぬ。

(注意)

なお、授業料徴収猶予申請のみを希望される場合も、提出が必要な書類及び選考基準は授業料免除と同じです。徴収猶予申請のみのため、申請が簡便である、選考基準が低いということはありません。

免除又は徴収猶予を申請される際は、どちらを申請するかをよく検討の上、申請してください。

(2) 学業優秀の基準

「学業優秀」は次の基準によります。

学力評価基準を下回る場合は、家計が免除基準を満たす場合でも免除の対象となりません。
令和7年9月末までの[修得単位数]及び[学力評価点]が基準以上の者を適格者とします。

◆令和7年後期における修得単位数の基準

回 生	修得単位数		学力評価点
	昼間	夜間	
学部 1	15	11	21.0
学部 2	45	33	
学部 3	80	58	
学部 4	115	86	
学部 5	—	115	

3年次編入生は、前大学で修得し、本学において認定された単位を含む。

◆学力評価点の算定方法

今年度前期(令和7年9月末)までの成績を基に、次の算式により得た数値(小数点第2位を四捨五入)

$$\frac{(\text{秀及び優の単位数} \times 3) + (\text{良の単位数} \times 2) + (\text{可の単位数} \times 1)}{\text{総修得単位数}} \times 10$$

学力評価点が20.95点以上 → 適格、 学力評価点が20.95点未満 → 不適格 となります。

※なお、開講授業科目のうち、通年科目が1/3を超える専攻のみ、上記の学力評価基準を満たすことがない場合は、学生支援課奨学厚生係へ相談してください。

(3) 経済的理由の家計基準

授業料免除及び徴収猶予を受けることのできる「世帯の年間収入総額」の[目安]は、所得の種類・世帯の構成・通学形態等を考慮するので一概には言えませんが、概ね次表の金額程度になります。

ただし、財源や経済的困窮者の増減など様々な要素が関係するため、次表に記載された金額は固定されているわけではなく、結果的に変動することがあります。

◎以下の金額は、半額免除及び徴収猶予を受けるための金額の目安となっています。

※学部学生【障害者・長期療養者等の特別控除がない場合】

世帯人数	通学形態(本人)	給与収入(千円)	給与収入以外(千円)
1人 (独立生計者)	自宅	3600	1900
2人 (父子・母子世帯)	自宅	6429	3880
	自宅外	6930	4350
3人 (両親・本人)	自宅	5586	3290
	自宅外	6258	3760
4人 (両親・本人・公立高校生)	自宅	6386	3850
	自宅外	6900	4320
5人 (両親・本人・私立大学生・公立高校生)	自宅	7700	5120
	自宅外	8170	5590

◎給与収入の金額は、「源泉徴収票」の支払金額になります。

◎給与収入以外の金額は、収入金額等から必要経費を引いた所得金額になります。

3. 申請方法・申請期間

☆受付日を過ぎてからの申請は、いかなる理由があっても認めませんので、注意してください。

☆窓口での申請書類の確認及び問い合わせ対応は行いませんので、事前に表紙に記載の方法で不明点についてはご確認ください。

☆提出する申請書類の準備は、申請者本人が行ってください。窓口でデータファイルの印刷を依頼されても対応できません。

	郵送による申請	大学内受付ポストへの投函による申請
提出先	<p>[送付先住所及び宛名] 〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘4-698-1</p> <p>大阪教育大学学生支援課奨学厚生係宛</p> <p>[郵送時の注意事項] 朱書きで「令和7年度後期授業料免除申請書類 在中」と記載し、追跡可能な郵送方法(特定記録・レターパック等)で送ること。</p>	<p>提出書類をまとめて封筒等に入れ、この箱↓に投函</p>  <p><設置場所> [柏原キャンパス] 事務局棟(N棟)3階 学生支援課カウンター</p> <p>[天王寺キャンパス] 中央館1階 事務室カウンター</p>
申請期間	<p>本申請要領公開日から 令和7年10月6日(月)まで【必着】 ※消印無効</p>	<p>令和7年9月30日(火)から 令和7年10月6日(月)まで ※土日祝除く ※柏原キャンパス 8:30~17:15 天王寺キャンパス 10:15~21:30 ※この期間外はいかなる理由があっても受け付けません。この期間に大学内受付ポストへの提出が難しい場合は、郵送してください。</p>
受領確認	<p>自身で追跡可能な番号を控えておくこと。 ※受理の連絡はいたしません</p>	<p>柏原キャンパス提出分は、申請を受け取った日の翌営業日までに受理のメールを大教 Gmail に送りますので、メールを確認してください。天王寺キャンパス提出分については、柏原キャンパス到着後に受理メールを送るため、提出からメール送信までに数日かかる場合があります。</p>

やむを得ない事情により申請期限までに一部書類を提出できない場合、「4 提出書類」の内、

◇令和7年度後期分 授業料免除願(様式1-1)又は授業料徴収猶予願(様式1-2)

◇家庭状況調査 (私費外国人留学生以外用)(様式2-1)又は(私費外国人留学生用)(様式2-2)

◇チェックリスト

◇上記以外で提出できる書類

を提出してください。期日を指定して再提出を行っていただきます。

通常、再提出までの期限は1週間程度で設定します。P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、期日までに不足書類の再提出や不備の補正が完了しない場合は、申請を辞退したものとみなします。

未提出書類を準備するには、〇日以上かかるため待つてください等の相談をされても、長期間待つことはできません。申請期日までに全ての提出書類を揃えることが原則です。授業料免除・徴収猶予の申請をする方は、申請期限に間に合うように余裕を持って提出書類の準備を行ってください。

不明点がある場合は、期日に余裕をもって表紙にある問い合わせ先にご相談ください。

4. 提出書類 [不注意により虚偽申告とならないよう特に注意して内容を確認してください]

(1) 全員共通の注意点等 ※必ず記載内容を確認すること

○申請における世帯構成の考え方

世帯構成員として 含まれる者は、以下の通りです。

※私費外国人留学生以外は、独立生計(世帯構成が申請者本人のみでの申請)は原則認めませんが、両親ともに死去している、婚姻しており父母とは別世帯となっている等の理由による場合は独立生計を認めます。

父母と不仲のため援助を受けられないなどの理由では独立生計とはみなすことはできません。

独立生計の要件は、下記をご確認ください。

※私費外国人留学生は、原則独立生計として取り扱いますが、以下の表で◎や○(本人以外)のついた家族が日本にいる場合は、独立生計とみなしませんので、ご注意ください。

○:世帯に含まれる ◎:家計支持者 △:原則世帯に含まれないが場合により含まれる ×:含まれない

	申請者 本人	父母	配偶者 ^{※1}	子	兄弟姉妹 (家計支持者 ^{※2} に扶 養されている者)	兄弟姉妹 ^{※3} (家計支持者に扶養 されていない者)	祖父母・叔父叔母 ^{※3} (同居別居、扶養関係 にかかわらず)
一般	○	◎	×	×	○	△	△
独立生計者	◎	×	◎	○	×	×	×

※1 配偶者(事実婚含む)及びそれに準ずる者を別生計にすることはできません。

※2 家計支持者とは家計を支える者のことです。原則、父母。

※3 その者が家計支持者である場合は世帯人数に含む。

(例:兄弟姉妹が父母等に仕送りをしている, 兄弟姉妹・祖父母・叔父叔母が家計を支えている等)

※独立生計者とは、

父母等からの経済的支援を一切受けておらず、原則1年間生活できるだけの恒常的な収入が本人・配偶者(どちらか一方又は両方)にあり、その収入によって生計を成立させている者をいいます。この点で疑義が生じる場合は、確認を行い、独立生計者として認めないこともあります。

<独立生計要件>

以下①~④のいずれかに該当する者は独立生計者とし、家計基準については、申請者本人(及び配偶者)の収入により判定いたします。

- ① 両親ともに死別している者
- ② 結婚(事実婚等含む)しており、両親(配偶者の両親も含む)より経済的な援助を受けていない者
- ③ 日本学術振興会特別研究員に採用されている者
- ④ 以下(1)~(3)の全てに該当する者
 - (1) 本人(及び配偶者)の父母等と別居している
 - (2) A~C のいずれかに該当するもの
 - A…父母等から経済的な援助がなく、本人(配偶者等含む)に年間103万円を超える収入(給与収入または事業等の所得)があり、その収入について、所得申告がなされ、所得証明が発行される者
 - B…父母等から経済的な援助がなく、本人(配偶者等含む)に令和7年の給与収入(給付奨学金(年額)やアルバイト等の所得の合計)が103万円を超える見込みの者
 - C…本人が本学への入学のために退職(休職等)し無収入となった者で就労時の預貯金により生活を行っており、その預金残高が103万円を超えている者
 - (3) 所得税法上及び健康保険上、父母等(配偶者を除く)の扶養親族でない

○やむを得ない事情により提出期限までに書類を揃えることができない場合

申請期限以降でなければ取得できない書類がある場合、書類が揃っていない状態でも申請を受け付けます。以下の書類を「3. 申請方法・申請期間について」記載の期日までに提出してください。

最低限、以下の書類の提出がない場合は、申請を受付ません。

- ◇令和7年度後期分授業料免除願(様式1—1)又は授業料徴収猶予願(様式1—2)
- ◇家庭状況調書(私費外国人留学生以外用)(様式2—1)又は(私費外国人留学生用)(様式2—2)
- ◇チェックリスト <未提出の書類やその提出予定日が確認できるように「不足の有無」欄等に記入すること>
- ◇上記以外で提出できる書類

期日を指定して不足書類を後日、提出していただきます。

指定の期日までに不足書類の提出が完了しない場合は、P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、申請を辞退したものとみなします。

通常、再提出までの期間は1週間程度で設定します。

授業料免除・徴収猶予の申請をする方は、申請期限に間に合うように余裕を持って提出書類の準備を行ってください。

○授業料免除と徴収猶予の両方に申請する場合

「令和7年度後期分授業料免除願」(様式1—1)の『徴収猶予を希望します』を「○」で囲んでください。「○」がない場合は、徴収猶予の希望はないものとして扱います。

なお、授業料免除の結果がでるまでは、授業料の徴収は行いません。(P20<スケジュール>参照)

○(注意)書類不備や申告もれの傾向について

申請要領やチェックリストの内容を十分に確認していないため生じる提出もれ

[(例)課税(所得)証明書について]

※課税(所得)証明書は、高校生以下を除く全員の提出が必要な書類です。省略を認めません。取得に時間がかかる場合、再提出の期限までに間に合わない可能性がありますのでご注意ください。

- ・世帯構成員全員(高校生以下除く)が提出する必要のあるにも関わらず提出がされていない
- ・課税(所得)証明書が本人分のみしか提出されていない 又は 家族の分のみしか提出されていない
- ・源泉徴収票又は課税(所得)証明書のいずれかの提出で良いと思い込み、提出がされていない
- ・課税(所得)証明書の記載内容が十分でなく、再提出が必要になる (P16 書類例参照)
- ・市役所に行ったが所得がないため発行できないと言われた無収入者分について、大学に問い合わせることなく提出せず、再提出が必要となる【非課税証明書等の名称で発行できます。名称違いや窓口が異なるため間違っして市町村で発行できないと言われるケースがあります。】
- ・自己判断で似たような情報の記載がある他の書類を提出し、再提出が必要になる
- ・現在出張や留学中などにより、別居している世帯構成員の課税証明書が提出されておらず、再提出が必要になる

[(例)チェックリストについて]

- ・チェックリストの「はい」「いいえ」いずれかを選択する欄に✓が入っていない
- ・チェックリストに✓が入っているだけで、必要な添付書類の提出がない
- ・児童手当等の手当があるのに「いいえ」に✓がはいっている
- ・遺族年金や傷病手当金等の非課税収入について申告がもれている
- ・途中で転職や就職しているのに異なる欄に✓を入れており、提出書類も異なる
- ・退職した方の退職金の有無、雇用保険の受給の有無について記載や提出がない

※自分以外の家族の勤務状況や収入、手当について調べるのは大変手間がかかりますが、所得などの申告もれがあると、虚偽申告となります。授業料免除・徴収猶予の申請をする者は、家族に聞き取りする、漏れがないか再確認するなど十分に世帯の収入や手当等の状況について確認の上、申請する必要があることを認識し、不備・不足等ないようにしてください。

提出書類の詳細については「4. 提出書類>(4)提出書類の詳細」の内容を確認してください。

(2)今年度前期に授業料免除又は徴収猶予に申請した者の提出書類【簡易申請】

【ただし以下、2点のいずれかに該当する者は【簡易申請】は行えません。

① 前期の申請の際より以下のような家庭状況又は家計状況の変化があった

- ・就職、転職、退職、復職した者がいる場合
- ・令和7年4月以降に臨時所得(退職金、死亡保険金等)があった場合
- ・雇用保険の受給が始まった、あるいは終了した場合
- ・長期療養者控除対象者の追加又は長期療養の解消
※前期申請時と同一人物が後期も長期療養控除対象者の場合は簡易申請可(ただし、「長期療養者に係る経費の申立書(様式7)」及び「経費の領収書」(直近6か月分)の写しが必要)。
- ・就学者の中で、9月入学、退学等があった場合
- ・就学者の中で、自宅・自宅外通学の変更があった場合
※通学形態(自宅・自宅外)に変更がない住所変更のみ場合はこの限りではない
- ・結婚、離婚、死亡等により家族状況に変更があった場合
- ・風水害等の災害により、被害を受けた場合
- ・上記以外で、前期分申請時と後期分申請時で申請内容(家計状況・家族状況・就学状況等)に変更が生じた場合

② R7年前期の申請で書類不備により免除不許可となった場合

【簡易申請】を行えない者は

「(3)学部学生の提出書類【簡易申請】以外」を参照すること

簡易申請を行える者は、以下の表に基づいて書類を揃え提出すること

学部学生の提出書類【簡易申請】 ○:必須書類 △:該当者のみ提出		授業料徴収猶予のみを申請する方
1	令和7年度後期分授業料徴収猶予申請書(様式1-2)	本人が記入して提出 ○
2	令和7年度後期分授業料免除申請に係る申告書(前期申請者用)(様式9)	本人が記入して提出 ○
3	令和7年度(令和6年分)課税・非課税(所得)証明書 所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税(所得割・均等割り)の課税非課税等が明記されていること(省略不可) ※必要書類の詳細は P10①参照, 書類例あり P16	市町村発行, 世帯構成員全員分を提出(高校生以下は除く) ○
4	「長期療養者に係る経費の申立書(様式6)」及び「経費の領収書, 還付金の分かる書類」(直近から6か月分)の写し 療養付加金, 高額医療払戻金, 後期高齢者医療払戻金などによる補填された金額(還付金)の申告もれが多いです。虚偽の申告となりますのでご注意ください。 ※必要書類の詳細は P11④参照	該当者のみ △

本学指定の申請様式については、大阪教育大学 HP からダウンロードしてください。

(大阪教育大学 HP トップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等 > 大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予(一般選考))

(3)学部学生の提出書類【簡易申請】以外

学部学生の提出書類【簡易申請】以外 ○:必須書類 △:該当者のみ提出		授業料徴収猶予のみを申請する方
1	チェックリスト [チェックもれ]や「該当する者の記載もれ」は不備として取り扱います	本人が記入して提出 ○
2	令和7年度後期分授業料徴収猶予申請書(様式1-2)	本人が記入して提出 ○
3	家庭状況調書(様式2-1) ・未記入箇所がある状態で提出する方がいますが、不備となります。 未記入の内容によっては、虚偽申告となりかねないため、不明点がある場合は事前にお問い合わせください。 ・非課税収入(手当や保険金、年金等)がもれないよう注意 ※記載方法の詳細は P11~15を参照	本人が記入して提出 ○ *虚偽申告となりますので、申告もれがないように注意してください。
4	令和7年度(令和6年分)課税・非課税(所得)証明書 所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税(所得割・均等割り)の課税非課税等が明記されていること(省略不可) ※必要書類の詳細は P10①参照, 書類例あり P16	市町村発行, 世帯構成員全員分を提出(高校生以下は除く) ○
5	申請理由により必要な証明書 学資負担者死亡:死亡診断書の写し 風水害等:り災証明書, 盗難届証明書等 ※必要書類の詳細は P10②参照	該当する場合 △
6	所得等に関する証明書類 奨学金/給与所得等(給与, 傷病手当金, 雇用保険給付金, 年金, 生活保護費, 児童手当等)/商・工・林・水産業所得/農業所得/配当・不動産・雑所得/退職金/保険金/資産の譲渡による所得/退職(R6.1.2以降)後に再就職してない申立書 等 ※必要書類の詳細は P11④参照	該当者全員分 △ *虚偽申告となりますので、申告もれがないように注意してください。
7	所得控除(特別控除)に関する証明書類 ※必要書類の詳細は P11④参照	該当者全員分 △

該当者となるため、提出書類が必要となるか否か、本要項 P10及び P11「(5)提出書類の詳細」とチェックリストを用いて必ず確認をすること。

チェックリスト及び本学指定の申請様式については、大阪教育大学 HP からダウンロードしてください。
(大阪教育大学 HP トップページ > 学生生活・就職>学費・奨学金・経済支援 > 授業料免除等
>大阪教育大学授業料免除及び徴収猶予(一般選考))

(4)提出書類についての詳細

※必要に応じて、下記の書類以外の証明書類の提出を求める場合があります。

※必要な申請書類が重複する場合は、複数部準備する必要はありません。一部のみご準備ください。

※証明書は以下の表に記載のあるものを準備してください。

証明書がどんなものかわからない場合は、P16～19「(6)課税(所得)証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類(例)」をご確認いただくか、表に記載のある各発行所にお問い合わせください。

申請期日までに全ての提出書類を揃え、提出することが原則です。添付書類の不足や記載内容が十分でない書類の提出は申請不備となります。授業料免除・徴収猶予の申請をする方は、本要領をよく確認した上で、申請期限内に間に合うように余裕を持って提出書類の準備を行ってください。

① 申請者全員が提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所
		授業料免除・徴収猶予申請書類チェックリスト	
		令和7年度後期分授業料免除願(様式1-1) 又は徴収猶予願(様式1-2)	
		家庭状況調書(私費外国人留学生以外用)(様式2-1) 又は家庭状況調書(私費外国人留学生用)(様式2-2)	
	世帯構成員全員分 (高校生以下の者を除く) ※申請者本人のものを含む	令和7年度(令和6年分)課税(所得)証明書 もしくは非課税証明書 【証明内容】注:要件を満たしていない場合、不備となります ・所得金額・配偶者控除・扶養人数・住民税(所得割・均等割)の課税非課税等が明記されていること。 ・所得証明書のみ、課税証明書のみは不可。 ・マイナンバーの記載はないこと。万一、マイナンバーの記載がある場合は、マイナンバーの記載がないものを再度取り寄せてください。 ・収入の有無に関わらず、申請者を含む家族全員分(収入のない高校生以下は除く)を提出してください。非課税の方、無職の方も必ず提出してください。	★書類例ありP16 市区町村

② 授業料免除・徴収猶予の申請資格に関する証明書類 (※申請資格で下記の項目を選択した者は提出)

項目	区分	証明書類	発行所
授業料免除の申請理由	学資負担者の死亡を理由とした申請の場合	・死亡診断書の写	医師・病院
	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合	・り災証明書 ・盗難届証明書 等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社
授業料徴収猶予の申請理由	本人若しくは学資負担者が風水害等に被災したことを理由とした申請の場合	・り災証明書 ・盗難届証明書 等	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社

③ 申請者本人が該当する場合に提出する書類 (※配偶者が給付奨学金を受給している場合は、配偶者分を含む)

項目	区分	証明書類	発行所
奨学金の受給状況	昨年度に給付奨学金を受給していた者 (※ ¹ . 学部在学時の日本学生支援機構の給付奨学金を除く。) (※ ² . 本学を経由している奨学金については提出不要。家庭状況調書、チェックリストには記入すること)	・奨学金の受給期間、受給額が確認できる書類の写 ・奨学金受給状況証明書(様式3)	奨学金の受給先、出身大学等
	今年度に給付奨学金を受給している者(内定含む) (※. 本学を経由している奨学金については提出不要。家庭状況調書、チェックリストには記入すること)	・奨学金の受給期間、受給額が確認できる書類の写	奨学金の受給先
関立する生計に	両親ともに死別している者 結婚(事実婚等)しており、両親(配偶者の両親も含む)より経済的な援助を受けていない者	・不要(家庭状況調書の記載で確認)	
	日本学術振興会特別研究員に採用されている者	・日本学術振興会特別研究員に採用されていることがわかる書類	日本学術振興会
	上記以外	・住民票(世帯全員分) ・本人筆頭の健康保険証(写) ・以下①～③のいずれか ①令和6年分源泉徴収票、確定申告書(令和6年分 第一表・第二表)の写等の年間103万円を超える収入があることがわかる書類 ②令和7年の年収入(見込)証明書(様式4)(1月1日～12月31日) ③預金残高がわかる書類(入学のために定職を退職等し、無収入の方のみ)	市区町村 勤務先等

④ 申請者含め世帯構成員が該当する場合に提出する書類

項目	区分	証明書類	発行所			
所得に関する証明	給与所得 (家庭状況調査で給与所得に記入する所得)	給与と所得のある者 ※昨年(令和6年1月1日)と勤務先が同じ場合	・源泉徴収票(令和6年分)の写 (ない場合は、年収入(見込)証明書(令和6年1月~12月の1年間))	★書類例あり P17 勤務先		
		給与と所得のある者 ※昨年途中(令和6年1月2日以降に)、新たに就職・転職した場合	・年収入(見込)証明書(様式4)(採用時~1年間分)	勤務先		
		休職中の者	・休職が確認できる書類	勤務先		
		傷病手当金を受給している者	・傷病手当金通知書の写し ※支給額が確認できる書類	全国健康保険協会・共済組合等		
		失業し、雇用保険基本手当(失業給付)を受給中の者	・雇用保険受給資格者証(表裏両面)の写	職業安定所(ハローワーク)		
		年金(恩給)受給者 ※遺族年金を含む	・最新の年金(恩給)改定通知書・支払通知書の写(所得証明書や確定申告書等に記載のないものも含む)	★書類例あり P19 都道府県保険課・日本年金機構・保険会社等		
		生活保護受給世帯	・生活保護決定(変更)通知書の写 ※保護受給額が記載されているものであること ※申請前1年間以内の受給額変更があった場合は、該月分の通知書の写も提出すること。	市区町村		
		児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯	・児童扶養手当証書等(受給額が確認できるもの)の写	市区町村		
		児童手当 受給世帯	・児童手当支払通知書等(受給額が確認できるもの)の写	市区町村		
		給与所得以外 (家庭状況調査で給与所得以外に記入するもの)	商・工・林・水産業所得のある者 農業所得のある者	・確定申告書(令和6年分 第一表・第二表)の写 分離課税の申告がある場合は、第三表も提出すること。	★書類例あり P18 税務署	
		配当・不動産・雑所得のある者	※インターネットにより、電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を提出すること。 ※受理印がない場合は、申告額のわかる「納税証明書(その2)」を添付すること。			
		特別控除に関する証明	就学のある世帯	[臨時所得] 退職金の支給がある者 (※令和7年4月~令和7年9月に退職金を受け取った場合)	・退職(予定)に係る申立書(様式6) ・退職(予定)証明書(退職が確認できる書類)の写 ・退職金の支給額が確認できる書類の写	勤務先
				[臨時所得] 保険金(死亡・災害等)のある者 (※令和7年4月~令和7年9月に保険金を受け取った場合)	・保険金の支給額が確認できる書類の写	保険会社等
[臨時所得] 資産の譲渡による所得のある者 (※令和7年4月~令和7年9月に保険金を受け取った場合)	・確定申告書(令和6年分 第一表・第二表・第三表)の写 ・譲渡した日がわかる書類			税務署		
[退職者] 令和6年1月2日以降に退職し、令和7年10月現在再就職していない者 (※アルバイトやパートタイマー等の非常勤職は不要)	・退職(予定)に係る申立書(様式5) ・退職(予定)証明書(退職が確認できる書類)の写			勤務先		
就学者で国立の大学・高専・高校に在学している者 ※申請者本人を除く	・令和6年度授業料免除実施状況証明書(様式8) ※兄弟姉妹等が本学在学学生の場合は不要			在学する国立の大学・高専・高校		
就学者が上記以外に在学している者 ※申請者本人と中学生以下を除く	・学生証の写又は在学証明書(令和7年度の在学が確認できること)	在学する学校				
特別控除に関する証明	障害者・被爆者等のいる世帯	・障害者手帳等の写、被爆者手帳の写 等	市区町村			
		長期療養者のいる世帯	・申請時の医師等の証明書(診断書)	医師・病院等		
			・長期療養者にかかる経費の申立書(様式6) ・経費の領収書(最近6か月分)の写	医師・病院・看護人等・薬局等		
			・健康保険等によって医療給付を受ける金額、損害賠償等によって補てんされる金額が確認できる書類の写	保険会社等		
主たる家計支持者が別居している世帯	・別居により必要とする経費の申立書(様式7) ・別居世帯の家賃・光熱水料の領収書(最近3か月分)の写	学生(申請者)				
	火災・風水害・盗難等の被災世帯	・り災証明書、盗難届証明書等 ・被害により将来長期的にわたって増えた支出増又は収入減になると認められる金額がわかる書類 ・損害保険金・損害保険金等支払証明書の写	消防署・市区町村役場・警察署・保険会社			

※療養費の支出、災害等の被害による特別控除額の認定に際しては、保険、損害賠償等による補填分を差し引きます。

(5)家庭状況調書の書き方

1. 令和7年10月1日現在の家庭状況を記入してください。
2. 記入に際しては、黒のペン又はボールペンを使用し、正確かつ明瞭に記入してください。
3. 記入にあたり不明な点がある場合は、学生支援課奨学厚生係へ問い合わせてください。

例)様式2-1 留学生以外用

申請区分	PG後期	※ 印の欄等は該当のもののみで書くこと。該当箇所はすべて正確に記入すること。記入内容が重複であったり、該当箇所の記入欄が不足にある場合は採算科目免除申請を併行付けられる場合があります。また、内容について大学より問い合わせを行う場合があります。
家庭状況調書		
「①氏名」～「⑤本人現住所」欄を記入してください		
「⑥家族住所」欄を記入してください		
「⑦家族状況」欄を記入してください		
「⑧収入状況(年収)」欄		
<p>申告もれのないよう注意してください。 記入だけではなく、収入の確認できる書類が必要ですので併せて提出してください。</p>		
<p>全員分(高校生以下除く)の課税(所得)証明の提出が必要です その他、該当者の必要な提出書類を併せて提出してください</p>		
<p>(注)就学者欄について、一部であっても記入漏れがあると控除額の計算ができないため書類不備となります。 全ての情報をきちんと正確に記入してください。</p>		
「⑨本人の状況」欄 申告もれのないよう注意してください。		
<p>大学の把握していない奨学金については、書類の提出が必要です。</p>		
「⑩特別控除」欄		
<p>記入だけではなく、記入内容が確認できる書類の提出が必要ですので併せて提出してください。</p>		

併せて提出が必要な書類の詳細については、「4. 提出書類>(4)提出書類についての詳細」等を参照してください。

「①氏名」～「⑤本人現住所」欄	[家庭状況調書の書き方]
------------------------	--------------

- ①氏名, ②学籍番号, ③学年, ④休学期間及び休学理由, ⑤本人現住所を記入してください。

「⑥家族住所」欄

[家庭状況調書の書き方]

- (1)主たる家計支持者の住所を記入してください。ただし、主たる家計支持者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、家族の住所を記入してください。
- (2)本人現住所と同じ場合は、「同上」と記入してください。

「⑦家族状況」欄

[家庭状況調書の書き方]

- (1)「世帯構成員」については、P5「(1)全員共通の注意点等」参照してください。
独立生計者は、自身についてのみの記載で結構です。[独立生計者の要件はP5の下部を、提出書類はP10の下部を参照]
私費外国人留学生は原則、独立生計者とみなしますが、日本に家族がいる場合は、P5「(1)全員共通の注意点等」の規則に従って該当者を記載してください。
- (2)「年令」は、令和7年10月1日現在で記入してください。
- (3)「現在の職業」は、国家公務員・地方公務員・教員・会社員・自営業・パート・アルバイト等を記入してください。なお、「主婦」「無職」等もその旨を記入し、空欄にしないでください。
- (4)「在職期間」は、現在の職業(勤務先)についてからの期間を記入してください。
- (5)「勤務先名」は、〇〇商店・〇〇会社・〇〇市立〇〇小学校などのように記入してください。
なお、自営業等の事業主、会社の役員の場合は、〇〇商店経営、〇〇会社社長・代表取締役など記入してください。
- (6)「就学者」とは、次に在学する者です。小・中・高校、高専、大学(専攻科・大学院を含む。)、特別支援学校及び専修学校(高等・専門課程)
・上記以外の学校(予備校、各種学校、文部科学省が所管しない大学校及び専修学校の一般課程等)に在学する者は「就学者を除く家族」欄に記入してください。
・国・公・私立別を明記してください。
・国立学校の就学者については、令和6年度前・後期分の授業料免除の状況を記入してください。
- (7)世帯構成員のうち扶養に入っているものの続柄の左に○をつけてください。

扶養	続柄	氏名	年令	現在の職業	在職期間	勤務先名	住民税
	父	教育 太郎	57	会社員	30年 か月	(株)大阪商店	課税 非課税
	母	教育 花子	54	自営業	20年 か月	教育商店(菓子店)経営	課税 非課税
○	兄	教育 一郎	22	アルバイト	2年3か月	〇〇〇〇	課税 非課税
○	本人	教育 二郎	20	アルバイト	5か月	家庭教師	課税 非課税

様式2-1
「⑦家族状況」欄
記入例の抜粋

世帯構成員	続柄	氏名	年令	現在の職業	在職期間	勤務先名	住民税	者	学年	※通学別	※前年度授業料免除状況
○	本人	教育 二郎	20	大阪教育大学	国・公・私	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	○	1	1	自宅	前期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし) 後期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし)
○	兄	教育 一郎	22	XX大学	国・公・私	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	○	2	2	自宅 自宅外	前期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし) 後期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし)
○	妹	教育 あゆみ	17	〇〇高校	国・公・私	小・中・高・高等・専修(高等・専門)・大学	○	2	2	自宅 自宅外	前期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし) 後期(全免・2/3免除・半免) ・1/3免除・不許可・申請なし)

「⑧収入状況(年収)」欄

[家庭状況調書の書き方]

収入金額・所得金額の記入上の注意

- (1)所得は、申請時現在少しでも収入のある者全員の、令和6年1月から令和6年12月までの1年間の収入金額を基にして記入してください。
※令和6年1月2日以降に就職・転職等をした場合は源泉徴収票や確定申告書の金額は適用されません。
- (2)令和6年途中又は今年あらたに就職・転職(開業・転業等を含む)した者がいる場合は、現在の勤務先で証明された「年収入(見込)証明書」(様式4)に基づき、1年分の収入(見込)金額を記入してください。
- (3)就学者でアルバイト収入がある場合は、現在の勤務先で証明された「年収入(見込み)証明書」(様式4)に基づき、1年分の収入(見込)金額を記入してください。
- (4)年金(各種共済年金・個人年金を含む)や恩給を受給している者がいる場合は、年金額改定通知書又は年金振込通知書等から算出した1年分の受給金額を記入してください。(所得証明書や確定申告書等に記載されていないものもすべて記入してください。)
- (5)退職金、死亡保険金等の臨時所得は、令和7年4月以降に所得があれば記入してください。
- (6)千円未満の端数は切り捨ててください。

様式2-1
⑨収入状況欄
記入例の抜粋

氏名		⑨ 収入状況（年収）					
		（#1）給与所得等（千円）			（#2）給与所得以外（千円）		
所得の種類	収入金額	所得金額	所得の種類	収入金額	必要経費	所得金額	
教育太郎	給料	5870					
※死亡・生別・退職	児童手当	120					
教育花子			営業			145	
※死亡・生別・退職			不動産			378	

「⑨収入状況（年収）」欄の「給与所得」に該当するもの

給与・賃金・賞与・役員報酬・専従者給与のほか、パート又はアルバイト収入・年金（老齢年金・遺族年金・障害者年金等を含む）・恩給・児童扶養手当・生活保護法による扶助料・傷病手当金・失業給付金・育児休業給付金も給与所得とします。

（1）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。

（例えば、父が給料を受給している場合は、父の欄に「給料」と記入する。）

イ. 同一人物で2種類以上の給与所得がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（例えば、年金と給料を両方受給している場合は、「年金・給料」と記入する。）

（2）「収入金額」欄

P16～19「（6）課税（所得）証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類（例）」をご確認いただき、各人別に「収入金額」を記入してください。

ア. 収入金額とは、源泉徴収票でいう『**支払金額**』にあたります。（給与所得控除後の金額や支払額から源泉徴収税額を引いた金額ではありません。所得証明書の金額を記入しないように注意してください。）

イ. 年金については、公的年金等の源泉徴収票・年金振込通知書等の支払金額が収入金額にあたります。（税引き後の支払金額や雑所得金額ではありません。）

ウ. 専従者給与については、確定申告書第二表の「事業専従者に関する事項」の「専従者給与」欄の金額が収入金額にあたります。

エ. 申請時現在、失業給付金を受給中（受給予定を含む）の場合は、受給額（見込額を含む）を収入金額とします。[基本手当×令和7年10月1日以降受給できる日数＝収入金額]として記入してください。

（基本手当日額、給付日数は、雇用保険受給資格者証に記載されています。）

（3）「所得金額」欄 記入する必要はありません。

「⑨収入状況（年収）」欄の「給与所得以外」に該当するもの

給与所得で示した種類の収入以外は、すべて給与所得以外とします。

農業所得・林業所得・水産業所得・営業（商工業）所得・その他の事業所得（内職・著述業・保険外交員・開業医・弁護士・公認会計士・税理士・その他のサービス業等による所得）・不動産所得・利子所得・配当所得・親戚、知人、保証人からの援助金・臨時所得（退職金・保険金・資産譲渡・山林所得・その他）などが給与所得以外に該当します。

（1）「所得の種類」欄

ア. 各人の所得の種類を記入してください。（例えば、父に営業所得がある場合は、父の欄に「営業」と記入する。）

イ. 同一人物で2種類以上の給与所得以外の収入がある場合は、それらの所得の種類をすべて記入してください。

（2）「所得金額」欄

P16～19「（6）課税（所得）証明書・源泉徴収票・確定申告書・年金通知書の証明書類（例）」をご確認いただき、各人別に「所得金額」を記入してください。

(3)「長期に療養を要する人がいる世帯」欄

この項目は、申請時現在において6か月以上にわたる期間療養中の者又は療養を必要と認められた者がいる場合のみ、本人との続柄・病名及び療養にかかった金額を記入してください。金額は、申請時までの支出金額を基礎として1年間の療養期間に見合った支出を算出してください。

控除の対象となる費用は次のとおりですが、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補償される場合は、必ず保険会社等の支払証明書を添付してください。

また、医師等の診断書及びア～オの経費の最近6か月分の領収書等を必ず添付してください。

- ア. 医師又は歯科医師に対して支払う診療代又は治療代(文書料を除く。)
- イ. 病院又は診療所へ入院するため支出する費用(入院患者の食費を除く。)
- ウ. 按摩師・鍼灸師・柔道整復師などの治療を受けるために支出する費用
- エ. 看護人に対して支払う費用(看護人に対する賄い費を含む。)
- オ. 治療又は療養のため支出する医薬品代
- カ. 病院及び診療所へ通院するために支出する交通費(必要不可欠と認められるものに限る。)

(4)「主に家計を支えている者が別居している世帯」欄

この項目は、家計支持者が単身赴任等によって別居しているため特別に支出している金額で、原則として住居費及び光熱水費の実費に限ります。金額は、申請時までの支出金額を基礎として、1年間の住居費・光熱水費を算出してください。最近3か月分の住居費及び光熱水費の領収書等を必ず添付してください。

(5)「火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯」欄

この項目は、申請時の過去6か月以内に火災・風水害・盗難等の災害を受けたために、将来支出が増大あるいは収入が減少して、長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合のみ、被害額を次により記入してください。また、災害を証明するもの(り災証明書等)及び被害額を証明するものを必ず添付し、損害保険等によって補償される部分については、保険会社の支払証明書も添付してください。

- ア. 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料及び家具の購入費及び修理費
- イ. 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額
- ウ. 所得税の雑損控除を受ける場合は、その控除を受ける額

様式2-1 ⑩特別控除欄 記入例の抜粋

⑩特別控除(下記の事項の家庭状況に該当する者は、※該当欄に○印又は記入すること。)		
※ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	母子・父子世帯(子女が18歳未満及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯等)	【※母子・父子】
※ <input checked="" type="radio"/> 有・無	障害のある人がいる世帯	【続柄: 妹, 1人】
※ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	長期に療養を要する人(6か月以上療養中の者、療養を必要とする人)のいる世帯	【※入院・通院・自宅療養】【続柄: 〇】 【必要経費療養費: 1か月平均約 〇円】
※ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	主に家計を支えている者が別居している世帯(別居による住居・光熱水費)	【続柄: 〇】
※ 有・ <input checked="" type="radio"/> 無	火災・風水害又は盗難などの被害を受けた世帯	【※火災・風水害・盗難】【災害年月日: 〇年 〇月 〇日】
※ <input checked="" type="radio"/> 有・無	父母以外の者で所得を得ている者のいる世帯	【続柄: 兄 〇】

※1行目の「母子・父子世帯(子女が……)」以外の⑩特別控除を申請する者については、特別控除を受けるために、提出が必要な書類がありますのでご注意ください。

提出の詳細については、「4. 提出書類>(4)提出書類についての詳細」を参照してください。

★ 源泉徴収票 [本人及び世帯構成員で、給与所得を得ている者がいる場合は該当者分の提出必要]

- ・令和6年分の給与所得の源泉徴収票を提出してください。
- ・紛失した場合は、支払先に再発行依頼をし、期日までに提出できるようにしてください。
- ・年度途中で就職・転職があった場合は、この様式では不可です。「年収見込証明書」の提出が必要。

令和×年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 柏原市旭ヶ丘 ×-×-×	[受給者番号]	
	[税額名]	
	氏名(フリガナ) モウケ 知助	
	氏名 教育 太郎	
種別	支払金額	給与所得控除後の金額
給与・賞与	5870000	4154400
		所得控除の額の合計額
		2089185
		源泉徴収税額
		111200
控除対象配偶者の有無等	控除の額	養親等の数
有 無	0	2
控除対象扶養親族の有無等	控除の額	16歳未満扶養親族の数
有 無	0	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
(摘要)		
生命保険料の金額の内訳	生命保険料の金額	介護保険料の金額
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除の内訳
控除対象配偶者の氏名	モウケ 花子	配偶者の合計所得
控除対象扶養親族の氏名	モウケ 一郎	16歳未満の扶養親族
	モウケ 二郎	
	モウケ キヨ	
中途就・退職	3	
支払者 住所(居所)又は所在地 奈良県香芝市 ×-×-×	氏名又は名称 (株)大阪商店	

給与所得者(アルバイト含む)で令和6年1月1日以前から、現在まで同じ勤務先で働いている場合は、家庭状況調書「⑨収入状況(年収)」の「給与所得等」の「収入金額」欄に、源泉徴収票の支払金額欄の金額を記入してください。

令和6年1月2日以降に就職・転職した場合など【中途就・退職】欄に「○」が入っている場合は、源泉徴収票は1年間の収入を証明する提出書類となりません。

この場合は、「年収(見込)証明書」の年間収入(見込)額の提出が必要です。

[拡大]

中途就・退職				
就職	退職	年	月	日

[拡大]

中途就・退職				
就職	退職	年	月	日
○		6	*	*

↑ 令和6年1月2日以降に就職・転職した場合、この部分に就職日が記載されます。

【中途就・退職】欄に印字がある場合は、1年間の収入証明としては不可です！！

年収の証明としては「年収(見込)証明書」が必要です。勤務先に発行を依頼してください。

給与所得がある場合、収入に関する提出種類として源泉徴収票を提出する方が多数みられます。同じ勤務先で長年働いている場合はその対応が良いですが、そうでない場合は、勤務先の見込み証明が必要です。よく源泉徴収票の記載内容を確認してください。

★ **確定申告書** [本人及び世帯構成員で確定申告した方やR6年に給与以外の所得があった方がいる場合、該当者分の提出必要]

- ・確定申告書(令和6年分)については、必ず、第一表・第二表の両方の写を提出してください。
- ・分離課税の申告がある場合は、第三表も提出してください。

八尾 税務署長
令和 5 年分の所得税の確定申告書B
6年 2月 16日

住所	〒582-0026 柏原市旭ヶ丘×-×-×	氏名	教育花子
性別	女	職業	菓子店 教育商店 教育太郎 妻
生年月日	3420401	電話番号	072-978-XXXX

収入控除等
 給与 ①
 公的年金等 ⑦
 雑所得 ⑧
 その他 ⑨
 ①から⑨までの計 ⑩
 所得から差し引かれる金額
 社会保険料控除 ⑫
 小規模企業共済等控除 ⑭
 生命保険料控除 ⑮
 地震保険料控除 ⑯
 雑所得 ⑰
 勤労学生・障害者控除 ⑱
 扶養控除 ⑳
 基礎控除 ㉑
 ⑫から㉑までの計 ㉒
 雑所得 ㉓
 医療費控除 ㉔
 寄附金控除 ㉕
 合計 (㉓+㉔+㉕)

※インターネットにより電子申告を行った場合は、受付日時が記載されている「受信通知」を併せて提出してください。

※窓口等で申告を行った場合は「リーフレット」(税務署が申告書を受取した「日付」や「税務署名」を記載したもの)又は申告額のわかる「納税証明書(その2)」を添付すること。

※給与については、「令和6年1月2日以降の就職ではないこと」がわからないため、この部分の金額は証明とならない。**源泉徴収票の提出が必要**なので、注意。(確定申告で源泉徴収票を提出する場合は、源泉徴収票の写しをとってから、提出してください。)

※公的年金等も同様です。**年金額改定通知書・年金振込通知書**をご提出ください。

【一時所得】は、別途、収入があった日(譲渡日)がわかる書類の提出が必要です。

この所得額を家庭状況調書「⑨収入状況(年収)」の「給与所得以外」の「所得金額」欄に記入する。
 ※「給与」「公的年金等」「総合譲渡・一時」に金額が入っている場合は、その金額を除く。

令和 〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

所得の種類	種目	額年ごとの支払額(名称及び法人番号又は所在地)	収入金額	源泉徴収税額
①	給与			
②	退職所得			
③	退職給付			
④	雑所得			
⑤	雑所得			
⑥	雑所得			
⑦	雑所得			
⑧	雑所得			
⑨	雑所得			
⑩	雑所得			
⑪	雑所得			
⑫	雑所得			
⑬	雑所得			
⑭	雑所得			
⑮	雑所得			
⑯	雑所得			
⑰	雑所得			
⑱	雑所得			
⑲	雑所得			
⑳	雑所得			
㉑	雑所得			
㉒	雑所得			
㉓	雑所得			
㉔	雑所得			
㉕	雑所得			

5. 申請書類提出後の注意点及び結果通知と授業料納入の時期について

○申請書類提出後の注意点

- ・授業料徴収猶予申請者(申請書類を受理された者)については、免除許可の可否を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予しますので口座から授業料が引き落とされることはありません。
- ・申請受付の際、提出された授業料免除申請書類に不足や不備があった場合、申請者本人の大教 Gmail 宛てに連絡しますので、適宜、大教 Gmail を確認し、連絡のあった際には、指定の期日までに不足書類の提出や不備の修正を行ってください。

通常、再提出までの期限は、1週間程度で設定します。指定の期日までに不備書類を提出しなかった者については、P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、申請を辞退したものとみなします。

授業料免除・徴収猶予の申請をする方は、提出期限に間に合うように余裕を持って書類の準備を行い、不備や不足書類のないようご注意ください。

○結果通知と授業料納入の時期について

・結果通知の時期

11月下旬に本人宛に大教 Gmail にて連絡予定。

迷惑メールを拒否する設定をしている方は syogaku@bur.osaka-kyoiku.ac.jp からは受け付けるように設定してください。

・不許可者及び半額免除許可者の授業料納入時期

※詳細は、結果通知とともに送付される「授業料納入のお知らせ」を確認すること

	納入時期	支払方法
徴収猶予許可者	1月下旬予定	学費納入口座より引き落とし
徴収猶予不許可者及び徴収猶予に申請のない者	12月下旬予定	学費納入口座より引き落とし

<スケジュール>

～10月3日	10月下旬	11月下旬(予定)	12月下旬	1月下旬
免除・徴収猶予申請期間	未申請者の授業料引落し 注 免除・徴収猶予申請者は、10月に後期分授業料の引落しは実施されません	結果通知(大教 Gmail 宛に送付) (選考会議の日程により通知時期が12月初旬となる場合があります)	授業料引落し ・免除不許可者 ・半額免除者のうち徴収猶予未申請者	授業料引落し ・徴収猶予許可者

注 書類不備や不足等あれば、大教 Gmail に連絡します。指定の期日までに補正や再提出がない場合、P1「(1)はじめに【授業料免除等不備書類の再提出期限の厳格化について】」にも記載しておりますが、申請を辞退したものとみなします。